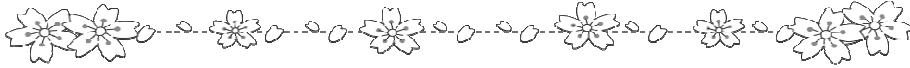


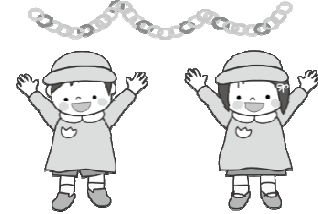


令和2年度 入園のしおり（教育・保育給付1号認定）



1. 1号認定で利用できる施設

「1号認定」とは、3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦（夫）の場合など保育を必要とせず、教育を希望する就学前の子どもが対象です。認定を受けた児童が利用できる施設は次のとおりです。



- ① 認定こども園
- ② 幼稚園

※ 幼稚園の入園等については、学校教育課へご相談ください。

●認定こども園一覧表

区分	施設名	所在地	電話番号	定員	受け入れる児童	教育・保育時間
認定こども園【私立】	せんだん苑こども園	青野町	43-2547	15人	3歳から	平日8:30～16:30
認定こども園【私立】	せんだん苑南こども園	上野町	42-6090	15人	3歳から	平日8:00～16:00
認定こども園【私立】	中筋幼児園	大島町	42-1588	45人	3歳から	平日8:00～16:00
認定こども園【私立】	吉美こども園	有岡町	42-0296	15人	3歳から	平日8:30～16:30
認定こども園【私立】	綾東こども園	十倉名畑町	45-1488	15人	3歳から	平日8:00～16:00
認定こども園【私立】	豊里幼児園	栗町	48-0256	15人	3歳から	平日8:00～16:00

※ 「教育・保育時間」については、午後以降の「給食」・「預かり保育」の時間を含みます。

※ 土曜日のほか、夏季休暇などの休業日がある場合があります。（園により異なりますので、園にご相談ください。）

2. 入園を希望する場合（年齢は令和2年4月1日現在）

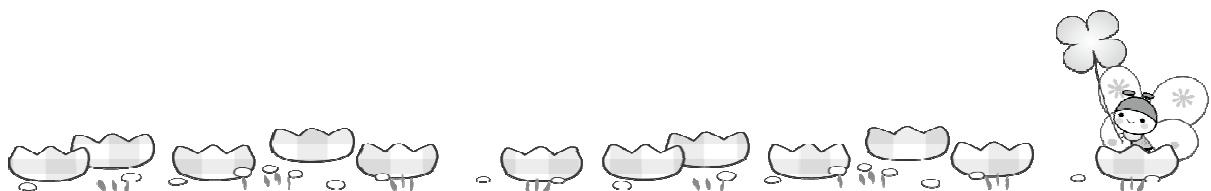
3歳児以上で、綾部市にお住まいの児童であれば、どのこども園でも入園を申込みすることができます。

3. 入園申込み手続きについて

入所申込書等は市役所こども支援課及びこども園等にありますが、受付期間中に市役所こども支援課または第1希望の園に提出してください。

申請書の記入を訂正する場合は、二重線を引き訂正印を押してください。

途中入園の場合、入園日は月の初日か第3月曜日となります。ただし、4月のみ第3月曜日の入園はできません。入所申込書の提出後、申込みを取り下げの場合は、こども支援課に取下届を提出してください。



① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更認定）申請書兼入所申込書

※ 児童の年齢欄は、令和2年4月1日現在で記入してください。なお、申請者氏名記載欄に押印が必要です。

※ 1号認定の利用を希望する保護者は、就労証明書等、児童を保育できないことについての証明書の提出は必要ありません。

② 副食費徴収免除算定のための必要書類等

副食費徴収免除算定にあたっては、令和元年度及び令和2年度（9月～3月に入園される方については令和2年度のみ）の市民税課税状況を確認させていただき、園に通知する必要があります。

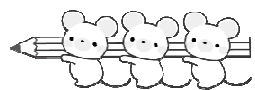
令和元年1月1日及び令和2年1月1日に綾部市に住民登録のない方は、その時点で居住地であった市区町村長が発行する当該児童の父母の令和元年度及び令和2年度の市民税課税証明書をお取りいただき、提出してください。

また、申請書提出時に、マイナンバーカード（または通知カード）、書類を提出される方の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。



4. 入園申込みの時期について

受付期間：令和元年11月25日(月)～12月6日(金)



- ◇ 上記期間中に入所申込書を提出された場合は、3月上旬を目途に申請結果の通知書等を送付します。
- ◇ 年度途中の入所申込書も上記の期間に提出してください。
- ◇ 上記以外でもこども園に欠員があれば入園申込みを受け付けます。

5. 入園希望施設について

◇ 市は入所調整を行いません。入所決定は各こども園が行いますので、第1希望の園に入所出来なかった場合は、保護者が次に希望する園に直接、お申込みください。

6. 利用者負担額について

- ◇ こども園の運営費用は、国・府・市・保護者それぞれの負担で成り立っています。午前保育の保育料は無償です。
- ◇ 認定こども園については、園と保護者が契約を結び、給食保育、午後の預かり保育について施設が定めた料金を園に直接、納付いただきます。納付方法や納付期日については、園ごとに異なりますので、入所されている園にお尋ねください。
- ◇ 副食費徴収免除は、その家庭の前々年及び前年の所得に係る税額により算定し、9月に算定の切り替えを行います。年度途中で修正申告等により税額の変更があった場合は、再算定します。



令和2年度保育料（利用者負担額）基準額表（教育・保育給付1号認定）

（月額）

（階層）区分		3歳児・4歳児・5歳児	
		教育・保育時間	
（第1階層）	被保護世帯		午前保育 〇円 給食保育 ※施設が定めた料金 預かり保育(午後) ※施設が定めた料金
（第2階層）	市民税が非課税の世帯		
（第3階層）	市民税所得割額	77,101円未満	
（第4階層）		77,101～211,200円	
（第5階層）		211,201円以上	

※ 認定こども園1号認定で「給食」の提供を受け、午後の「預かり保育」を利用する場合の「施設が定めた料金」については、各園にお問い合わせください。

※ 階層区分の認定は、入園児童と生計を同一にしている父母の課税額の合計で行います。

※ 里親世帯の区分は（第1階層）となります。

【副食費について】

- ◇ 副食費は有料です。
 - ・ ただし、（第3階層）（市民税所得割額77,101円未満）までと、小学校3年生以下の児童が同一世帯に3人以上いる場合は3人目以降無料
- ◇ 階層区分の認定は、入園児童と生計を同一にしている父母の課税額の合計で行います。
- ◇ 児童の年齢は、令和2年4月1日現在で判定し、該当年度中はその年齢を適用します。
- ◇ 年度途中に修正申告等により税額の変更があった場合は、副食費について再算定し通知します。
- ◇ みなし寡婦（夫）控除の適用による算定については、別途、ご相談ください。

【預かり保育（午後）無償化の手続きについて】

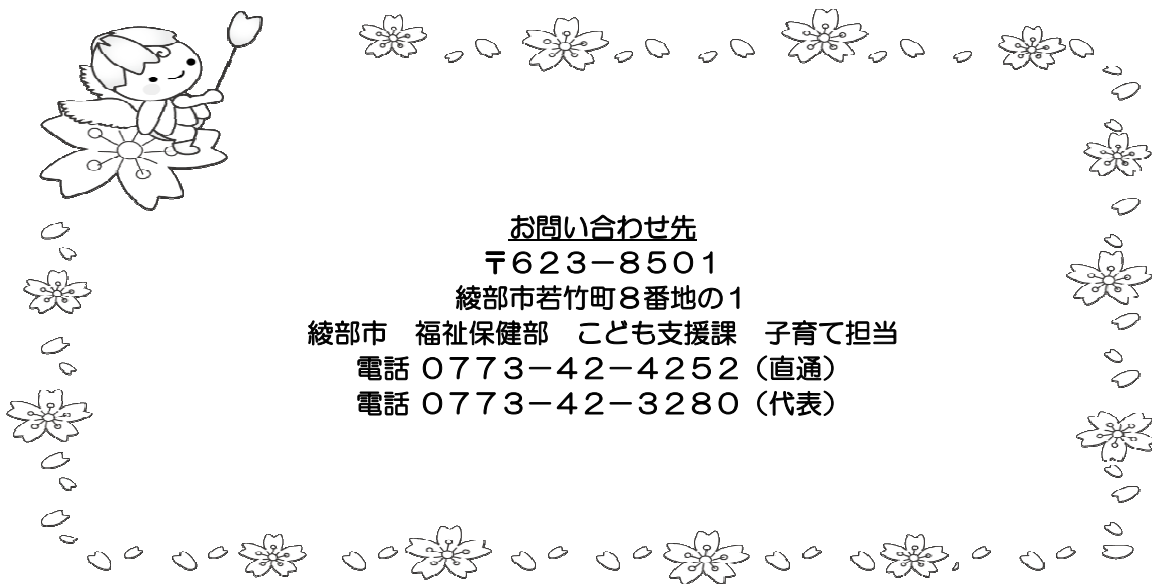
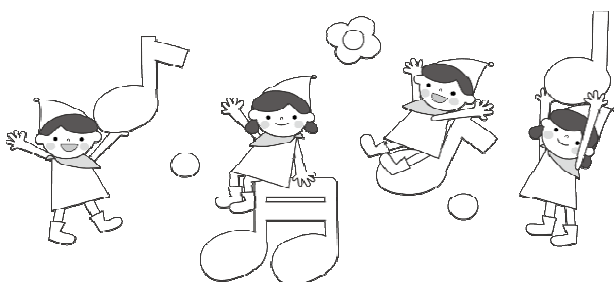
- ◇ 「保育の必要性の認定」（子育てのための施設等利用給付認定）を同申請書により、保育を必要とする証明書類を添付し申請してください。
例）保育の必要性の事由とは、両親いずれもが就労等

7. 入園後の注意事項

- ◇ 綾部市から転出されるときや、こども園を退園するときには事前にこども支援課へ認定取下届を提出してください。
- ◇ こども園は、集団生活の場です。お子様の健康状態が普段と違うときは、すぐ医師の診断を受け、その指示に従ってください。無理に登園すると、本人はもとより、感染症の場合は他の児童にも影響しますので、十分ご注意ください。欠席する場合は、必ず園へ連絡をしてください。
- ◇ 病気回復期のための病後児保育「あすなろルーム」を市役所西庁舎1階に開設していますので、ご利用ください。利用には事前に予約（前日の午後5時まで）が必要です。
（TEL 42-4252）

8. その他

- ◇ これまでに、乳幼児健診等でフォローを受けておられる児童や、病院等の専門機関に関わっておられるなど、集団保育において支援・配慮が必要と思われる児童につきましては、入園申込時にご相談ください。
- ◇ 入所申込書等の記載内容と事実が異なった場合には、教育・保育給付認定を取消しすることがあります。あらかじめご承知ください。
- ◇ 綾部市にお住まいの児童が、綾部市外のこども園等へ入園することができる「広域入所」の制度があります。ご相談ください。



お問い合わせ先
〒623-8501
綾部市若竹町8番地の1
綾部市 福祉保健部 こども支援課 子育て担当
電話 0773-42-4252 (直通)
電話 0773-42-3280 (代表)